

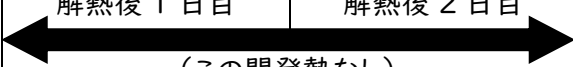
各種感染症の出席停止期間の基準 (令和6年4月)

富田林市教育委員会

病名	出席停止期間の基準	意見書の提出
百日咳	特有の咳が消失するまで または5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで	要
麻疹	解熱した後3日を経過するまで	
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
風しん	発しんがなくなるまで	
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで	
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状(発熱、咽頭炎、結膜炎など)がなくなった後2日を経過するまで	
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日(未就学児は3日)を経過するまで	不要
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで	
溶連菌感染症	適切な抗菌薬療法開始後24時間以上経過すれば、登校園可能	
マイコプラズマ感染症	著しい発熱や咳がなく、全身状態がよければ登校園可能	
手足口病	著しい発熱がなく、摂食ができ、全身状態がよければ登校園可能	
ヘルパンギーナ		
伝染性紅斑 (りんご病)	発しんのみで、全身状態がよければ登校園可能	
感染性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノ等)	下痢、嘔吐症状から回復した後、全身状態がよければ登校園可能	

(学校保健安全法施行規則、「学校において予防すべき感染症の解説」に基づく)

- ・「〇〇した後△日を経過するまで」の場合、「〇〇」が見られた日の翌日を1日目として数えます。
例) 解熱した後2日を経過するまで

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日
解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校園可能
			

- ・上記のうち、意見書の提出が「要」となっている感染症により欠席させる場合には、別紙の『学校感染症に関する意見書』を医療機関で記入していただき、登校園を再開するときに担任へご提出ください。